

小山工業高等専門学校教員選考規則

制 定 平成14年3月13日

最終改正 平成22年4月 1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教員の選考は、高等専門学校設置基準(昭和36年8月30日文部省令第23号)によるもののほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「教員」とは、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則第3条第2号に掲げる者をいう。

2 この規則において「選考」とは、教員の採用、昇任及び配置換をいう。

(公募の原則)

第3条 前条第2項に規定する採用の選考は原則として公募とする。

第2章 教員選考の手続き

(申し出)

第4条 学科長は、教員選考の必要が生じた場合は、校長に申し出るものとする。

(選考委員会の設置)

第5条 校長は、第4条に掲げる申し出があったときは、速やかに教員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置するものとする。

2 選考委員会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(選考)

第6条 教員の選考は、校長が行う。

(候補適任者の選出)

第7条 選考委員会は、原則として候補適任者を複数選出するものとする。

(面接)

第8条 校長は、前条により選出された候補適任者について面接を行うものとする。

2 面接官は、校長、副校長(総務主事)、副校長(教務主事)、学科長及びその他校長が必要と認めた者とする。

(候補者の決定)

第9条 校長は、前条により面接をした者の中から候補者1名を決定するものとする。

第3章 教員の資格

(総則)

第10条 本校の教員となることのできる者は、次の各条のいずれかに該当する者とする。

(教授の資格)

第11条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

二 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国にお

いて授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者

三 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専

任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する

者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者

五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

(准教授の資格)

第12条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者

三 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

(講師の資格)

第13条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第11条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

二 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において教諭の経歴のある者で、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

三 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

(助教の資格)

第13条の2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 第11条各号又は第12条各号のいずれかに該当する者

二 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第14条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)又は準学士の称号(外国におけるこれに相当する称号を含む。)を有する者

二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

第4章 雑則

(その他)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。